

## 都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

### 1. 地方分権型社会に対応した地方税体系の構築

#### (1) 税制抜本改革による国・地方「5：5」の実現と偏在性の少ない税体系の構築

- ① 税制抜本改革は、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- ② 税制抜本改革を実現するに当たっては、都市自治体が行う生活、福祉、教育などの行政サービスを迅速かつ的確に提供できるよう一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を構築するとともに、地方交付税の法定率の引上げを行うこと。

#### (2) 権限移譲に伴う税財政措置

国から地方、都道府県から市町村への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

### 2. 個人住民税の充実確保

#### (1) 個人住民税均等割については、これまでの1人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

#### (2) 個人住民税の現年課税方式について検討すること。

#### (3) 個人道府県民税の徴収取扱費交付金は、平成18年度の税制改正により算定方法が変更されたが、税源移譲等により賦課徴収事務経費が増大するなど、徴収取扱費交付金が徴収経費に比べ不足する場合があることから、算定基礎となる金額の増額等について検討すること。

### 3. 固定資産税等の安定的確保等

- (1) 固定資産税は、地方税の大宗をなしている重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
- (2) 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を基本としていることから、対象資産価格の100分の1.4に相当する所要の予算額を確保することともに、都市計画税相当分についても交付金措置すること。また、水道事業用および公共下水道終末処理場に供する土地、家屋など現在対象となっていない固定資産について交付金措置をすること。
- (3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、基地所在都市の厳しい財政状況と固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産価格の100分の1.4に相当する所要の予算額を確保すること。また、現在対象となっていない事務所等施設について交付金措置をすること。
- (4) 都市計画税については、都市計画施設の維持管理経費にも充当できるよう、制度改正を行うこと。

#### 4. 諸税の課税制度の見直し及び充実確保

- (1) 原動機付自転車に対する軽自動車税については、徴税効率が極めて低い現状にかんがみ、標準税率、課税方法等の課税制度の見直しを検討すること。
- (2) 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引き上げること。
- (3) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

#### 5. 地方税における非課税等特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じるとともに、地方税法348条第4項に規定する同税の非課税適用については、申告を行った場合に限り適用となるよう制度改正を行うこと。

また、地方税収を確保するため、国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

6. 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行なっているにも関わらず、所要額が税制上措置されていない状況にあり、地方分権改革のより一層の推進のためにも、事務配分を抜本的に見直したうえで、事務配分に見合った税制上の特例措置を講じること。

7. 温暖化対策税制（いわゆる環境税制）の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等適切な措置を講じること。

8. 課税・徴収体制等の改善

(1) 還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう見直しを行うこと。

(2) ふるさと納税制度においては、寄附金控除に関する申告手續の負担軽減等を図ること。

(3) 地方税の電子申告システムについては、市町村への普及及び安定的運営により、納税者の利便性の向上が図られることが重要である。このため、地方自治体共同のシステム構築及び費用等について、引き続き国及び都道府県の協力体制を維持すること。

また、市町村の負担について、必要な財政措置を講じること。

(4) 軽自動車税の課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

9. 地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が地方議会において十分に確保されるよう、地方税法等の改正・公布の時期について配慮すること。